証券コード　4385
2020年９月25日

株主各位

東京都港区六本木六丁目10番１号
株　式　会　社　メ　ル　カ　リ
代表取締役　ＣＥＯ　山田　進太郎

第８回定時株主総会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第８回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご報告申し上げます。

敬具

記

【報告事項】

１．第８期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第８期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容についてご報告申し上げました。

【決議事項】

第１号議案　定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は別紙のとおりであります。

第２号議案　取締役５名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役として、山田進太郎、小泉文明、高山健、生田目雅史、篠田真貴子の５氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、高山健、生田目雅史、篠田真貴子の３氏は社外取締役であります。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

本議案は、原案のとおり承認可決されました。

以上

（別紙）

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変　　更　　前	変　　更　　後
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が２名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条～第21条　（条文省略）	第14条～第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が２名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。